発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年６月28日
【発行者の名称】	株式会社ワカ製作所（WAKA MANUFACTURING Co.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　若林　佳之助
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目20番３号
【電話番号】	03-6635-5410
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　山口　哲哉
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　竹内　直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ワカ製作所 https://www.waka.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第59期（中間）	第60期（中間）	第58期	第59期
会計期間		自2022年10月１日 至2023年３月31日	自2023年10月１日 至2024年３月31日	自2021年10月１日 至2022年９月30日	自2022年10月１日 至2023年９月30日
売上高	（千円）	599,819	465,825	1,109,271	1,057,349
経常利益又は経常損失(△)	（千円）	39,116	△43,081	101,457	902
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）	（千円）	21,514	△36,583	121,017	34,133
純資産額	（千円）	701,604	677,639	680,090	714,223
総資産額	（千円）	965,406	906,179	971,489	932,618
１株当たり純資産額	（円）	762.61	736.56	739.22	776.32
１株当たり中間（当期）純利益又は １株当たり中間純損失（△）	（円）	23.38	△39.76	131.54	37.10
潜在株式調整後１株当たり中間 （当期）純利益	（円）	―	―	―	―
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― （―）	― （―）	― （―）	― （―）
自己資本比率	（％）	72.7	74.8	70.0	76.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	74,930	△32,926	122,599	29,707
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△76,470	△66,368	△47,839	28,214
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△23,500	15,500	△52,000	△42,000
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高	（千円）	245,250	208,394	271,915	290,776
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	（名）	82 〔11〕	76 〔12〕	81 〔10〕	80 〔12〕

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

３．当社は、第59期中間期より中間財務諸表を作成しているため、第58期の中間財務諸表に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、又、第60期（中間）は１株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

５．１株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

７．第58期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第59期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、ふじみ監査法人により監査を、第59期中間期の中間財務諸表及び第60期中間期の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、ふじみ監査法人により中間監査を受けております。なお、当社が従来より監査証明を受けている双研日栄監査法人は、2023年10月２日付で青南監査法人及び名古屋監査法人と合併し、ふじみ監査法人に名称を変更しております。

８．2023年１月31日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行いましたが、第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

該当事項はありません。

４【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2024年３月31日現在

従業員数（名）
76〔12〕

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

２．当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本中間発行者情報提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）業績

当中間会計期間のわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど景気は緩やかに回復しているものの、電子機器ならびに電子部品・デバイス関連製造業においてはコロナ禍の巣ごもり需要の反動減の継続等により弱含みとなっております。

また、海外経済においては、米国では個人消費や設備投資が増加し景気が拡大しているものの欧州では弱含んでおり、中国の不動産市場停滞の影響等による下振れリスクが懸念される状況となっております。

このような状況のもと、当社は、当社製・商品が使用される半導体分野及び情報通信分野の高度化する市場ニーズへの対応を目指し、高周波対応同軸コネクタ・ケーブル等の開発・製造体制の強化を推進して参りました。

半導体分野においては、在庫調整に伴う設備投資の延期に底打ちの傾向が見られるものの、半導体製造装置市場の調整局面は依然継続しております。

情報通信分野においては、インフレの影響等によって世界的にスマートフォンの市場が停滞している他、5Gミリ波サービスの展開は依然として限定的なものに留まっております。自動車分野やローカル5Gなどの5G利活用の領域における各種実証実験、次世代の通信規格である6Gに向けた研究開発、生成AIの普及拡大によるデータ・トラフィックの急増に備えたネットワークの更なる高度化技術開発、さらにはオール光化を目指すIOWNの研究開発等が始まっているものの、需要は停滞しています。

半導体関連市場向け、通信機器及び通信計測市場向けが共に停滞した結果、当中間会計期間の売上高は465百万円（前年同期比22.3％減）、営業損失は47百万円（前中間会計期間は営業利益42百万円）、経常損失は43百万円（前中間会計期間は経常利益39百万円）、中間純損失は36百万円（前中間会計期間は中間純利益21百万円）となりました。

なお、当社は「電子部品製造販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度末と比べ82百万円減少し208百万円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、32百万円の支出（前年同期は74百万円の収入）となりました。これは、税引前中間純損失52百万円、減価償却費17百万円、売上債権の増加額３百万円、棚卸資産の増加額４百万円、その他の流動負債の減少額10百万円が主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、66百万円の支出（前年同期は76百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出63百万円が主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、15百万円の収入（前年同期は23百万円の支出）となりました。これは、短期借入金の純増加額20百万円や、社債の償還による支出４百万円が要因です。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当中間会計期間の生産実績は次のとおりであります。

なお、当社は電子部品製造販売事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
電子部品製造販売事業	225,342	92.9

（注）　金額は製造費用によっております。

（２）受注実績

当中間会計期間の受注実績は次のとおりであります。

なお、当社は電子部品製造販売事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
電子部品製造販売事業	439,322	83.1	181,076	79.7

（注）　金額は、受注価格によっております。

（３）販売実績

当中間会計期間の販売実績は次のとおりであります。

なお、当社は電子部品製造販売事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
電子部品製造販売事業	465,825	77.7

（注）　当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）		当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
岡本無線電機株式会社	141,890	23.7	91,404	19.6

３【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

４【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持前提となる契約に関し、以下に記載致します。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本中間発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M＆Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①　債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第１項第５号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②　銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③　破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）　当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　当社が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯　全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰　反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本中間発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表までに重要な変更事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ91百万円減少し、550百万円となりました。これは主に「現金及び預金」が82百万円、「その他（流動資産）」が14百万円減少し、「受取手形、電子記録債権及び売

掛金」が３百万円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ64百万円増加し、356百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が47百万円、「投資その他の資産」が15百万円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ5百万円増加し、160百万円となりました。これは主に、「短期借入金」が20百万円増加し、「１年内償還予定の社債」が４百万円、及び「未払金」が10百万円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ４百万円増加し、67百万円となりました。これは、「役員退職慰労引当金」が４百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ36百万円減少し、677百万円となりました。これは「中間純損失」を36百万円計上したことによるものであります。

（３）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりです。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間に実施致しました設備投資は総額65百万円です。その主なものは次のとおりであります。

なお、当中間会計期間に実施致しました重要な設備の除却、売却等はありません。

事業所名 （所在地）	設備	帳簿価額				
		建物 及び構築物 （千円）	機械 及び装置 （千円）	土地 （千円） （面積㎡）	その他 （千円）	合計 （千円）
本社 （東京都新宿区）	統括業務施設及び研究開発施設	－	6,164	－	1,943	8,107
麻績工場 （長野県東筑摩郡麻績村）	電子部品生産設備	－	－	－	3,953	3,953
松本工場 （長野県安曇野市）	電子部品生産設備	53,743	－	－	－	53,743

（注）１．当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

２．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具の合計額です。

２【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間にいて、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2024年３月31日）	公表日現在発行数（株）（2024年６月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,680,000	2,760,000	920,000	920,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	3,680,000	2,760,000	920,000	920,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年10月１日～2024年３月31日	－	920,000	－	23,000	－	－

（６）【大株主の状況】

2024年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
若林　佳之助	東京都世田谷区	919,900	99.99
Ｔ　Ｐｌｕｓ株式会社	千葉県船橋市三咲３丁目３－69	100	0.01
計	－	920,000	100.00

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　920,000	9,200	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	920,000	－	－
総株主の議決権	－	9,200	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

月別	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年１月	2024年２月	2024年３月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

２．2023年10月から2024年３月については、売買実績はありません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までの役員異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年10月１日から2024年３月31日まで）の中間財務諸表について、ふじみ監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来より当社が監査証明を受けている双研日栄監査法人は、2023年10月２日付で青南監査法人及び名古屋監査法人と合併し、ふじみ監査法人に名称を変更しております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

（１）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	290,776	208,394
受取手形	10,771	11,137
電子記録債権	8,960	4,726
売掛金	137,541	144,745
商品及び製品	33,624	39,095
仕掛品	13,506	14,174
原材料及び貯蔵品	124,987	123,238
前払費用	6,056	4,302
その他	16,503	1,537
貸倒引当金	△1,257	△1,284
流動資産合計	641,470	550,067
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	77,127	126,489
構築物（純額）	1,922	1,727
機械及び装置（純額）	45,190	45,244
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	21,647	22,279
土地	69,113	69,113
建設仮勘定	1,918	-
有形固定資産合計	※１　216,918	※１　264,854
無形固定資産		
ソフトウエア	3,316	4,415
無形固定資産合計	3,316	4,415
投資その他の資産		
出資金	2,150	10
差入保証金	6,381	5,581
保険積立金	25,727	26,444
長期前払費用	187	2,312
繰延税金資産	36,415	52,442
破産更生債権等	100	100
貸倒引当金	△50	△50
投資その他の資産合計	70,912	86,841
固定資産合計	291,147	356,111
資産合計	932,618	906,179

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,864	36,179
短期借入金	※２ 70,000	※２ 90,000
１年内償還予定の社債	4,500	－
未払金	※３ 26,584	※３ 16,262
未払費用	8,698	8,873
未払法人税等	348	348
預り金	9,318	9,012
流動負債合計	155,315	160,676
固定負債		
役員退職慰労引当金	63,079	67,863
固定負債合計	63,079	67,863
負債合計	218,394	228,539
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,000	23,000
利益剰余金		
利益準備金	12,500	12,500
その他利益剰余金		
別途積立金	83,407	83,407
繰越利益剰余金	595,316	558,732
利益剰余金合計	691,223	654,639
株主資本合計	714,223	677,639
純資産合計	714,223	677,639
負債純資産合計	932,618	906,179

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
売上高		
製品売上高	444,034	350,107
商品売上高	154,568	115,717
その他売上高	1,217	－
売上高合計	599,819	465,825
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	11,603	12,070
当期製品製造原価	※　242,394	※　224,674
合計	253,997	236,745
製品期末棚卸高	16,096	14,371
製品売上原価	237,901	222,373
商品売上原価		
商品期首棚卸高	21,324	21,553
商品仕入高	90,894	75,485
合計	112,218	97,038
商品期末棚卸高	21,748	24,724
商品売上原価	90,470	72,314
売上原価合計	328,371	294,688
売上総利益	271,448	171,136
販売費及び一般管理費	※　229,153	※　218,176
営業利益又は営業損失（△）	42,294	△47,039
営業外収益		
受取利息	2	1
補助金収入	1,298	1,720
スクラップ売却益	575	825
出資金清算益	－	1,060
為替差益	－	378
その他	537	743
営業外収益合計	2,414	4,729
営業外費用		
支払利息	619	758
信用保証料	142	12
為替差損	4,829	－
その他	－	0
営業外費用合計	5,591	771
経常利益又は経常損失（△）	39,116	△43,081
特別利益		
固定資産売却益	74	219
特別利益合計	74	219
特別損失		
工場移転費用	－	9,399
特別損失合計	－	9,399
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	39,191	△52,261
法人税、住民税及び事業税	12,860	348
法人税等調整額	4,816	△16,026
法人税等合計	17,677	△15,677
中間純利益又は中間純損失（△）	21,514	△36,583

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2022年10月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,000	12,500	83,407	561,183	657,090	680,090	680,090
当中間期変動額							
中間純利益				21,514	21,514	21,514	21,514
当中間期変動額合計	－	－	－	21,514	21,514	21,514	21,514
当中間期末残高	23,000	12,500	83,407	582,697	678,604	701,604	701,604

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,000	12,500	83,407	595,316	691,223	714,223	714,223
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△36,583	△36,583	△36,583	△36,583
当中間期変動額合計	－	－	－	△36,583	△36,583	△36,583	△36,583
当中間期末残高	23,000	12,500	83,407	558,732	654,639	677,639	677,639

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自2022年10月１日 至2023年３月31日）	当中間会計期間 （自2023年10月１日 至2024年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	39,191	△52,261
減価償却費	19,459	17,650
賞与引当金の増減額（△は減少）	△7,521	－
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	4,500	4,784
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△196	27
受取利息	△2	△1
支払利息	619	758
支払保証料	142	12
為替差損益（△は益）	1,625	△1,412
固定資産売却益	△74	△219
売上債権の増減額（△は増加）	24,509	△3,336
棚卸資産の増減額（△は増加）	△2,269	△4,390
その他の流動資産の増減額（△は増加）	9,573	397
仕入債務の増減額（△は減少）	7,554	314
その他の流動負債の増減額（△は減少）	12,600	△10,453
その他の固定負債の増減額（△は減少）	△3,000	－
小計	106,712	△48,128
利息及び配当金の受取額	2	1
利息及び保証料の支払額	△761	△771
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△31,022	15,972
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,930	△32,926
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△75,640	△63,886
有形固定資産の売却による収入	4	220
無形固定資産の取得による支出	△1,765	△2,000
その他	930	△702
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,470	△66,368
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	－	20,000
社債の償還による支出	△23,500	△4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,500	15,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,625	1,412
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△26,665	△82,382
現金及び現金同等物の期首残高	271,915	290,776
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 245,250	※ 208,394

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～38年
機械及び装置、車両運搬具	２～10年
工具、器具及び備品	３～10年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

主に高周波同軸コネクタの製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、これらの製品の国内取引については原則として出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間であることから、収益認識に関する会計基準に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷基準にて収益を認識しております。

海外取引については、国際規定に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

６．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか追わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（追加情報）

前事業年度の発行者情報の（追加情報）に記載した新型コロナウィルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	441,829千円	403,787千円

注．減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

※２　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関３行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
当座貸越極度額	180,000千円	250,000千円
借入実行残高	40,000千円	90,000千円
差引額	140,000千円	160,000千円

※３　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

※　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
有形固定資産	16,419千円	15,950千円
無形固定資産	3,040千円	900千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2022年10月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式（注）	46,000	874,000	－	920,000
合計	46,000	874,000	－	920,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（変動事由の概要）

2023年１月31日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	920,000	－	－	920,000
合計	920,000	－	－	920,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
現金及び預金	245,250千円	208,394千円
現金及び現金同等物	245,250千円	208,394千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年９月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
社債（１年内償還予定の社債を含む）	4,500	4,495	△5
負債計	4,500	4,495	△5

（※１）現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※２）市場価格がない株式等は上記に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度（2023年９月30日）
出資金	2,150

当中間会計期間（2024年３月31日）

現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債（１年内償還予定の社債を含む）	－	4,495	－	4,495
負債計	－	4,495	－	4,495

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（１年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当中間会計期間（2024年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2022年10月１日　至　2023年９月30日）

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（賃貸等不動産関係）
前事業年度（自 2022年10月１日 至 2023年９月30日）
重要な賃貸等不動産はありません。

当中間会計期間（自 2023年10月１日 至 2024年３月31日）
重要な賃貸等不動産はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

前中間会計期間（自　2022年10月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	電子部品製造販売事業
主要な財又はサービスのライン	
高周波事業	488,219
再生可能エネルギー事業	8,189
その他の事業	102,193
顧客との契約から生じる収益	598,602
その他の収益	1,217
外部顧客への売上高	599,819

（注）　「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入であります。

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	電子部品製造販売事業
主要な財又はサービスのライン	
高周波事業	389,391
再生可能エネルギー事業	10,792
その他の事業	65,640
顧客との契約から生じる収益	465,825
その他の収益	－
外部顧客への売上高	465,825

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	187,531	157,273
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	157,273	160,609
契約負債（期首残高）	2,441	－
契約負債（中間期末（期末）残高）	－	－

契約負債は、主に顧客からの前受金及び賃料収入の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,441千円であり

ます。前事業年度において契約負債が2,441千円減少した理由は収益認識（契約負債の減少）であります。

当中間会計期間につきましては、該当事項はありません。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が１年以内の契約のため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（　2022年10月１日　至　2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、電子部品製造販売事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
岡本無線電機株式会社	141,890

（注）　当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、電子部品製造販売事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
岡本無線電機株式会社	91,404

（注）　当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自2022年10月１日　至2023年３月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2023年10月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前中間会計期間（自2022年10月１日　至2023年３月31日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自2023年10月１日　至2024年３月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前中間会計期間（自2022年10月１日　至2023年３月31日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自2023年10月１日　至2024年３月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）
1株当たり純資産額は、次のとおりであります。

（単位：円）

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
１株当たり純資産額	776.32	736.56

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
１株当たり中間純利益又は １株当たり中間純損失（△）	23.38	△39.76

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、又、当中間会計期間については、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
２．当社は、2023年１月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割をおこなっておりますが、前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間純利益を算定しております。
３．１株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
中間純利益又は中間純損失 （△）（千円）	21,514	△36,583
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失（△） （千円）	21,514	△36,583
普通株式の期中平均株式数（株）	920,000	920,000

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年6月28日

株式会社ワカ製作所
　取締役会　御中

ふじみ監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　内田 幹
指定社員 業務執行社員　公認会計士　淡路洋平

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワカ製作所の2023年10月1日から2024年9月30日までの第60期事業年度の中間会計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワカ製作所の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資屋の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上